ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

CAPITAL MARKETS LEGAL UPDATE

2022年11月

「企業内容等の開示に関する内閣府令」の公表 ―サステナビリティ情報の拡充等―

弁護士 岡 知敬 / 弁護士 八坂 俊輔

Contents

- I. はじめに
- Ⅱ. サステナビリティに関する企業の取組みの開示
- Ⅲ. 将来情報の記述と開示責任
- Ⅳ. その他の改正内容・今後の日程

I. はじめに

近年、企業価値を評価する場合に、事業活動のサステナビリティに関する課題への対応状況が幅広い機関投資家の関心事となり、かかる情報開示のニーズに対応して、開示のフレームワークや項目に関して様々なガイドラインが国内外で策定され、上場企業はこれらに準拠又は参照する形で、統合報告書等を通じた任意開示を拡充してきた。もっとも、投資判断にとって重要な情報であれば、開示責任や他社との比較可能性の確保の観点からも法定開示の対象となることは必定である。サステナビリティ情報を法定開示に落とし込む流れが国内外で急速に進んでおり、2022年6月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(「DWG報告」)において、サステナビリティ情報の法定開示の充実に向けた提言がなされていたところである。

かかる DWG報告を踏まえて、金融庁は、2022 年 11 月 7 日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」 (「開示府令」)及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(「開示ガイドライン」)の改正案並びに「記述情報の開示に関する原則」案(合わせて「本改正案」)を公表した。本改正案は、DWG報告を基本的に踏襲して、有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報に関する法定開示を拡充させるものであるが、2023 年 3 月期の有価証券報告書等から適用予定であり、上場企業への影響も大きく、注目される。本稿では、本改正案の内容を概観する。

II. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

1. サステナビリティ全般に関する開示

本改正案では、有価証券報告書等に、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設し、サステナビリティに関する「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」並びに「指標及び目標」の 4 つの開示事項を定め、「ガバナンス」及び「リスク管理」については、必須記載事項とし、「戦略」及び「指標及び目標」については、重要性に応じて記載を求めることとしている。4 つの開示事項の定義は以下のとおりである。

開示事項	定義
ガバナンス	サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの
ガハナンス	過程、統制及び手続
リスク管理	サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程
₩ ₽	短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可
戦略	能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組
七冊なが日冊	サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価
指標及び目標	し、管理し、及び監視するために用いられる情報

開示ガイドライン改正案においては、①サステナビリティ情報や後述する取締役会等の活動状況を記載するに当たっては、必須開示事項に加えて、当該事項を補完する詳細な情報について、統合報告書やアニュアル・レポート等の任意開示書類を参照することができることを規定するとともに、②参照先の任意開示書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券報告書等の重要な虚偽記載等になり得る場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽をもって直ちに虚偽記載等の責任を問われるものではないことが明確化された。

新設される記載事項は、DWG報告での提案を踏襲するものとなっている。なお、サステナビリティ情報を有価証券報告書等の他の箇所に含めて記載した場合には、サステナビリティ情報の記載欄において当該他の箇所の記載を参照することができるとされている。

金融庁は、「記述情報の開示に関する原則」案をあわせて公表している。同原則は、サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組みを示すソフトローとして位置づけられ、サステナビリティ情報の記載を充実するために参照することが期待されている。同原則案によれば、サステナビリティ情報には、幅広く、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得るとしている。なお、本改正案では明確化されなかった「重要性(マテリアリティ)」の考え方を含め、今後、国内外の動向も踏まえつつ、本原則の改訂を行うことが考えられるとしており、今後の改訂にも留意する必要がある。

本改正案におけるサステナビリティ開示に関する記載事項の概要は、以下のとおりである。

開示事項	開示府令	開示ガイドライン	記述情報の開示に関する原則
ガバナンス・	必須記載事項	補完する情報につい	_*
リスク管理		て、任意の追加的な情	
戦略・ 指標及び目標	重要なものについて	報も追記可能	・重要性を判断した上で記載しな
	記載(但し、後述の		いこととした場合、当該判断やそ
	人的資本開示は必		の根拠の開示を期待

須記載事項)	・各企業の業態や経営環境等を
	踏まえた重要性の判断を前提と
	しつつ、Scope1·Scope2の温室
	効果ガス(GHG)排出量について
	積極的な開示を期待*

^{*} また、気候変動対応が重要である場合、上記 4 つの項目(「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」並びに「指標及び目標」)の枠で開示すべきとしている。

2. 人的資本、多様性に関する開示

開示ガイドライン改正案においては、人的資本及び多様性に関する開示も拡充され、人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針及び当該方針に関する指標の内容等について、必須記載事項として、サステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」と「指標及び目標」での記載が求められている。

また、有価証券報告書等の「従業員の状況」において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (「女性活躍推進法」)等に基づき、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」 を公表している会社及びその連結子会社に対して、これらの指標の記載が求められることとなった。

本改正案における人的資本開示に関する記載事項の概要は、以下のとおりである。

開示事項	開示府令	開示ガイドライン	記述情報の開示 に関する原則
戦略・ 指標及び目標	必須記載事項 (人材の多様性の確保を含む人材育成 の方針や社内環境整備の方針並びに 当該方針に関する指標の内容・当該指 標を用いた目標及び実績)	補完する情報について、任意の追加的な情報も追記可能	_
従業員の状況			
女性管理職比率 男性の育児休業 取得率 男女間賃金格差	必須記載事項 (女性活躍推進法に基づき公表している 会社及びその連結子会社のみ、それぞ れ単体ベース)	任意の追加的な情報も追記可能	連結ベースでの開示に努めるべき

III. 将来情報の記述と開示責任

サステナビリティ情報をはじめとした将来情報の記載に係る開示責任についても明確化されている。開示ガイドライン改正案において、将来情報については、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、①当該将来情報に関する経営者の認識や当該認識の前提となる事実、仮定及び推論過程に関する合理的な説明が記載されている場合のほか、②当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たうえで、その旨が、検討された事実、仮定及び推論過程とともに記載されている場合には、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられる旨が規定されている。

従前も「一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされていた場合、提出後に事情が変化したことをもって虚偽記載の責任を問われるものではないと考えられる」との見解が示されていた(2019 年 1 月31日付開示府令改正案に係るパブリックコメント回答 No.16)ところであるが、DWG報告はさらに、「事後に事業が変化した場合において、虚偽責任が問われることを懸念して企業の開示姿勢が委縮することは好ましくない。企

業内容等開示ガイドライン等において、サステナビリティ開示における事例を想定して、更なる明確化を図ることを検討すべき」としていた。本改正案はこれを敷衍するものであるが、サステナビリティに限らず、「事業等のリスク」や「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載される将来情報一般に適用される点も重要である。

なお、開示ガイドライン改正案では、経営者が、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、合理的な根拠に基づかずに重要と認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する旨も規定している。経営者が重要な将来情報を認識している場合に当該情報の開示が求められる点は一般論としては当然であろうが、特に公募増資等の発行開示の局面においては、経営計画上の目標値等について、未達の場合の開示責任を避ける観点から開示を差し控えることも多い。この点については、有価証券届出書等の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において、「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載すること」とされているものの、当該規定は経営計画等の具体的な目標数値の記載を義務付けるものではないとされている(2017 年 2 月 14 日付開示府令改正案に係るパブリックコメント回答 No.2)点との整合性を含めて、今後明確化されることが望ましい。

IV. その他の改正内容·今後の日程

1. コーポレート・ガバナンスに関する開示

本改正案では、取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況、内部監査(デュアルレポーティングの有無等)の実効性及び政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要について、記載を求められている。取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況として想定されているのは、開催頻度、具体的な検討内容、出席状況である。DWG報告での提言を踏襲しているが、DWG報告では「主な検討事項」とされていた開示内容が、本改正案では「具体的な検討内容」に変更されている点にも留意が必要である。

2. 今後の日程・適用対象

本改正案は、2022 年 12 月 7 日までパブリックコメント手続きに付されており、その結果を踏まえ、同年 12 月末以降に公布・施行される予定である。

本改正案は、有価証券報告書については、2023 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係るものから、有価証券届出書については、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が 2023 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係るものから適用される旨規定されている。

以上

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。 弁護士 <u>岡 知敬</u> (<u>tomoyuki.oka@amt-law.com</u>) 弁護士 八坂 俊輔 (<u>shunsuke.yasaka@amt-law.com</u>)
- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、<u>お問い合わせ</u>にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。
- Capital Markets Legal Update 発行責任者 弁護士 廣瀬卓生、吉井一浩、福田直邦

アンダーソン·毛利·友常 法律事務所

www.amt-law.com